

要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	回答
1 電源1'	様式	様式①の他の応札との関係欄にあらかじめ重複応札可能なエリアを記載して頂きたい。	弊社では「他の応札との関係」欄に、応札可能なエリアを事前に記載しております。
2 電源1'	様式	様式①以外は内容を他エリアと完全一致して頂きたい。	他エリアと調整し、可能な限り対応させていただきます。
3 電源1'	様式	様式番号を他エリアと完全一致して頂きたい。	他エリアと調整し、可能な限り対応させていただきます。
4 電源1'	第1章2.	広域的な予備率が8%未満となる場合「等」に電源1'を発動という記載がありますが、広域的な予備率が8%以上であってもエリアの予備率が何%未満であれば発動させるといった目安はございますでしょうか？	電源1'においては原則広域予備率に基づいて発動する事と整理されておりますのでエリア予備率の目安はございませんが、急な電源脱落等の要因により、広域予備率によらず発動指令を行う場合があります。
5 電源1'	第2章1.(5)	「契約電源等がDRを活用した負荷設備の場合は、一般送配電事業者との間で約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要」とありますが、電源1' 厳気象対応調整力提供期間中に需要家が最終保障供給を受けることになった場合、当該需要に対しては、一般送配電事業者が本公募や需給調整市場において調達・確保した調整力の一部を消費しながら供給するものと理解しており、電源1' 厳気象対応調整力の発動指示により、アグリゲーターの指示により当該地点の需要を削減することは、調達調整力の消費を削減するという点で意義があるものと思料しますが、それでも最終保障供給地点をリソースとして活用することは不可能となりますでしょうか？ また、上記において最終保障供給地点をリソースとして活用できないとした場合、提供期間中に最終保障供給となってしまう等の事象が発生した場合、最終保障供給を受けている期間中の発動に対しては全て失敗という扱いとなりますでしょうか？	記載いただいた通り、募集要綱においては、「契約電源等がDRを活用したものである場合、当該需要家において一般送配電事業者との間で託送供給等約款にもとづく接続供給契約が締結されていることが必要です。」と規定しております。 また、最終保障供給は、小売電気事業者の都合などによって契約切替を余儀なくされた需要家が、いずれの小売電気事業者とも電気の供給にかかる契約が成立しなかった場合に、次の小売電気事業者が見つかるまでの間、一時的に一般送配電事業者が電気を供給するサービスです。最終保障供給の制度については、現在制度設計専門会合等で見直しが行われています。 以上より、当該契約を締結している需要家に対しては、新しい小売電気事業者と可能な限り早めに需給契約を締結するようPRをお願いいたします。
6 電源1'	第2章 1.(15)	インボイス制度導入に伴う適格請求書発行事業者の登録は、落札後、契約締結までに完了させておけばよろしいでしょうか？ また、登録したことを証明する書面等の提出が必要でしょうか？	原則として2023年度開始までに完了いただくようお願いいたします。登録を証明する書類のご提出は求めない予定ですが、登録番号の確認をさせていただきます。
7 電源1'	第5章 3.(1)i	平日時間における発動回数が12回以上とありますが、12回より多く対応可能であることを打診することで、札としての優先度が上がることがあるのでしょうか？	落札評価の評価要素に発動可能回数は含まれておりません。
8 電源1'	第8章 1.(11)a(d)	未速度合の算定方法等について、「上記を標準的な算定方法としますが、具体的な数値は契約協議時に個別に協議・確認させていただきます。」とありますが、昨年度と異なり、今年度は実効性テストと電源1' 発動は同日中に重複して発動することがあり、その場合の取り決めはアグリゲーターと都度決めるということでしょうか？	実効性テストと重複した場合の取り扱いについては昨年度から変更はありません。算定方法は要綱に記載のとおりで、具体的な数値について、契約協議時に協議・確認させていただきます。
9 電源1'	全般	先日、広域機関より、「実効性テストの発動時におけるベースライン算定の取り扱いについて」の連絡がありましたが、調整力公募においても、アグリゲーターが経済DRを実施している期間中のベースライン算定において、当該経済DR実施日をベースライン算定対象日から除外するという事はできませんでしょうか？	ベースラインの算定方法等については契約協議時に協議させていただきます。
10 電源1'	全般	【お願い】 契約書関連の書類はできるだけ一元化・簡素化を図っていただきたい。 例：kW・kWh・運用申告書等の書面を複数の契約書を分けて一つにまとめる、複数存在する需要家リストを一元化する、等 【理由】 関係者全ての業務効率化のため	弊社ではkW/kWhに関する契約書は既に一元化しており、複数の札が当選した場合、札ごとに契約締結するのではなく、複数の札をまとめて1つの契約とすることも可とするなど、簡素化・効率化に努めております。 ご要望も踏まえ、契約協議に関しましても可能な限り効率的な方法で対処させていただきますと考えております。
11 電源1'	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売事業者から協力を得られないことが確実に想定される。小売事業者から協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴社と事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	電源1'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」P5
12 電源1'	逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて	(原案)部分買取を実施している発電場所に関し、調整力契約を締結のうえ調整力を提供する場合、当該発電場所を調整電源BGとして単独でBGを設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別のBGとして設定)。 (提案)2.記載の弊社が現在電源1'において実運用している方法において、調整電源BGを組成するには小売事業者との調整が必要となるが、ネガワット案件と同様、当該調整業務は厳気象月の開始前までに完了させることを前提に、入札を評価いただきたい。入札締切前までに当該調整業務を完了させることを必須とすると、小売事業者側が意図的に協議を遅延させる等で入札辞退が困難となる可能性がある為。	端境期の覚書にもとづく、端境期の電源1' 供出可否もふまえて、BG組成完了のタイミングは契約締結時に協議させていただきます。 なお、既存発調契約者との間で、入札時点で詳細条件での調整が完了(書面の締結等)していることを求めるものではございませんが、供出の確実性を担保するため、少なくとも既存発調契約者と容量確保(切り出し)の基本的な合意がなされていることは必要です。
13 電源1'	第1章	(原案)主に10年に1回程度の厳気象(猛暑および厳寒)時等 の稀頻度な需給ひっ迫時等に広域的な需給バランス調整を実施するために必要な調整力を確保するため、電源1' 厳気象対応調整力を入札により募集します。なお、広域的な予備率が8%未満となる場合に、電源1'を発動いたします (修正案)以下の事象発生時に… 1.電力利用率??%以上 2.台風一過等による前日との気温差が?度以上の上昇 3. 他 【理由】 実情と全くあっていない。10年に1度という言葉は意味をなしていない。また需要家からもより具体的な説明を求められている。	募集要綱に「主に10年に1回程度の厳気象時等(以下、省略)」との記載がありますが、これはあくまでも一つの要因としての記載であり、そのような需給ひっ迫時にも対応できる調整力を確保するものであるため、募集要綱については、原案通りとさせていただきます。 なお、2022年度以降は広域予備率にもとづく発動判断されることとなるため、それに関する説明資料(広域予備率に基づく電源1' 発動について)を作成し、当社ホームページにて公表しておりますので、ご確認ください。
14 電源1'	第5章 1 (5)	(原案) また、供出電力(kW)の明確な区分が困難であることから、複数入札は原則として認められません。 (修正案)供出電力(kW)の明確な区分が出来ることを前提に、複数入札を認めていただけないか？	募集要綱に記載のとおり、負荷設備の場合、供出される電力を明確に区分することは困難と考えておりますので、例えば10地点確保された場合、5地点ずつに分割するなど、札を分けて応札いただく等の対応をお願いいたします。 ただし、明確な区分が可能であることを提示していただき、当社としてもその内容が妥当であると判断した場合は、可能とすることも考えられます。
15 電源1'	第5章 3 (2)d	(原案) また、今後の広域機関等の検討結果を踏まえ、電力量不足に起因する需給ひっ迫への対応としての調整力供出等について、別途協議させていただくことがあります。 (提案) 電源1'の長時間発動など、落札後に協議を行うことが確実にある場合、電源1' 契約協議時に合わせて覚書締結の協議を進めていただきたい。電源1'の長時間発動について、過去、電源1'の契約締結後にご相談を頂いており、需要家との契約協議も終わった段階で再度需要家と実施可否を協議し契約変更を行ってきたが、需要家への説明や契約の再締結に都度時間を要してしまい、まとめて実施できると協議もスムーズに対応できるため。	第74回調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、電源1'の長時間発動に関して、電源1'の仕組みが残る2023年度までについては、電源1'の契約交渉において、長時間発動についての可能な範囲での協力依頼を継続することとしてはどうか。と提言されておりますので、今後、条件が変わらないのであれば、契約協議時に合わせて協議させていただきます。
16 電源1'	第8章 1 (3)b	(原案) なお、単価については、燃料費等のコストを勘案した設定としてください。ただし、応札時の電力量単価を上限とします。また、適用した単価を過去に遡って修正することはできません。 (提案)昨今の過去に類を見ない燃料費高騰を鑑み、一定の条件下において期中の単価見直しを可としていただきたいと思います。	電力量単価は評価用単価の算定に用いており、電力量単価の変更は公平な公募に対する影響が懸念されるため、原案どおりとします。
17 電源1'	第8章 1 (3)d	(原案) また、当社からの上げ指令にも関わらず、下げ応動(発電等出力減)となっている場合、当該時間帯の属地 TSO のインバランス単価を用い、「下げ応動量×インバランス単価」で算出される料金により精算を行います。 (提案)不足インバラは需要家所属BGの小売りに請求とする。 【理由】電気事業法上、同時同量の義務を負っていないアグリゲーターが下げ調整量時の不足インバランスを負担するということは不合理ではないか？さらに現状、アグリがTSOから不足インバラが請求される一方、小売はその不足インバラ分を自社で確保してないにも関わらず需要家に電気代として請求しており、結果としてアグリが不足インバラを需要家に転嫁できないという不可解な状況となっている。また不足インバラを小売りに支払いをお願いしたところ、拒否をされた実績がある。	調整力として指令を行った場合、その期間は調整力として扱うことから、下げとなった場合でも調整電力量として扱います。 よって、インバランス算定ではなく、調整電力量の精算として調整力提供事業者と精算を行います。
18 電源1'	第8章 1 (11)b	(原案) 契約電力未達時罰料金 =(契約電力未達コマ数合計÷(契約回数※×3時間×2コマ)) ×基本料金×1.5 (提案)容量市場と整合性を取るべく係数を1.5から1.1としていただけないか？	確保容量の考え方等も含め、容量市場と同じ仕組みではなく、調整力の供出の確実性を担保する趣旨からも原案どおりとさせていただきます。
19 電源1'	第9章 2 (2)	(原案) 部分買取となっている発電場所を電源1'に供出する場合、当該発電場所を調整電源 BG として単独で BG を設定する必要があります(調整電源と非調整電源は別の BG として設定していただきます) (提案)単独BG化を優先的に試みるものの、小売りから協力を得られないことが確実に想定される。小売りから協力を得られない場合に限り、当該ポジ案件はアグリゲーションせず単独札として入札することとし、個別に貴社と事前事後にわたる協議で、例えば弊社が22年度で実運用中である方法：地点における供給力も含め全量を単独BG化する原案ではなく、アグリゲーターが調整力の容量分だけ単独BG化し、発動時に優先順位を変更することで、供給力と切り分けて運用する方法、などを許容していただきたい。	電源1'において、単独BG化に関する小売電気事業者等との協議が整わず応札が困難となる場合には、募集期間中、早期に当社までご相談ください。バランスグループの設定方法について個別に協議させていただきます。 (参考) 「逆潮流アグリゲーションおよび発電バランスグループの設定方法に関する取り扱いについて」P5